

【妊婦健康診査費用請求書の使い方】

R8.4月～

奈良県外の医療機関、助産所または奈良県内の一部医療機関、助産所の妊婦健診を受診される場合、奈良県内で使用できる妊婦健診の補助券が利用できません。一度全額自費でお支払いいただき、妊婦健診全14回（最大14回・11万円）の助成の範囲内で償還払い（手続き後、後日ご指定口座に振込）いたします。以下の説明事項をよく読んでお使いください。

対象：大和高田市に住民登録または外国人登録がある方

使い方：①健診実施機関で妊婦健康診査を受診し、費用を支払う。

②健診実施機関で「妊婦健康診査費用請求書」の太枠内を記入・押印してもらう。

③「妊婦健康診査費用請求書」の本人記入欄、住所、氏名、電話番号（日中に連絡のつく番号）、振込先を記入し、押印する。

訂正等ある場合は、何度かやり取りすることもありますので、ご了承ください。

④大和高田市役所こども家庭課(母子保健担当)（〒635-8511 大和高田市大中98-4）宛に請求書と以下の必要な書類を持参または郵送する。

⑤申請後、2か月ほどで、指定口座に入金されます。（振込通知はありませんので、通帳のご記帳でご確認ください）

【必要な書類】

- 妊婦健康診査費用請求書（医療機関等証明欄に必要事項を記入してもらってください）
- 母子健康手帳の妊婦健診経過を記入しているページ
- 領収書のコピー（明細がある場合は持参してください）
- 振込口座がわかるもの（振込先名義は原則妊産婦本人のものに限ります。受診者と振込先名義が異なる場合は、請求書の裏面の委任状の記入・捺印が必要です）
- 印鑑（訂正等ある場合に必要）
- 県内用の妊婦健診補助券（未使用分）お持ちの方

注意事項：請求期限は、出産後から6か月以内です。

期限を過ぎての申請は、補助を受けることができませんのでご注意ください。

- ・妊娠の有無についての診察、保険適応での診察、入院中、出産後の健診はご利用になれません。
- ・14回以上の妊婦健診があった場合の追加や余った補助券の払い戻しはしていません。
- ・請求書の手続きは、複数回にわけて行うことも可能です。
- ・転出後に受ける予定や受けた妊婦健診は、転出先の自治体にお問い合わせください。
- ・こども家庭課において、コピー（写し）の代行はしていませんので、予めご準備ください。

（参考）＜奈良県内で使用できる妊婦健康診査補助券の利用方法＞

妊婦健康診査補助券は、1枚につき2,500円を上限として、妊婦健康診査費用を補助するものです。（健診費用すべてを補助するものではありません。）

*転入された方は、転入前の市町村での利用金額の差し引きで、補助券を交付しますので、下記枚数と交付枚数が異なる場合があります。

基本券 14枚 (オレンジ色)	1回の妊婦健康診査につき 1枚 利用。 「〇回目」と回数の記載がありますので、1回目から順番にご利用ください。
追加券 30枚 (白色)	1回の妊婦健康診査につき 複数枚 利用可能。基本券とのセットが必要。 追加券のみでの支払いはできません。

- ・1枚につき2,500円を下回る場合でもご利用いただけますが、差額の返金はできません。
- ・補助券をすべて使用後、妊婦健診があった場合の追加や余った補助券の払い戻しはしていません。

《問い合わせ先》

大和高田市役所2階 こども家庭課（母子保健担当）

〒635-8511 大和高田市大中98-4

TEL 0745-22-1101（代表番号）

